

## 6 その他国立公園の適正な保護と利用に必要な事項

### (1) 環境省所管地及び所管施設の管理

#### ア 土地

- ・ 本国立公園内の環境省所管地は、層雲峡集団施設地区内の 29.8ha 及び十勝三股集団施設地区内の 47.9ha である。
- ・ 層雲峡集団施設地区は過去に斜面崩壊や落石等による災害が発生しており、土地使用許可等に当たっては次の点に留意する。
- ・ 昭和 50 年に土砂災害のあった通称「ホテルの沢」の土砂氾濫域には防災施設以外の施設の設置は原則として認めない。
- ・ 過去の災害記録等から危険が予測され、未だ山腹工等の安全対策が取られていない土地については、原則として防災施設以外の新たな土地の使用許可を行わない。
- ・ 新たな土地の使用許可及び既に土地使用許可している土地における建築物の新增築等の変更承認に当たっては、必要に応じ、申請者に事前に防災面の調査を行わせることにより安全を確認させ、敷地内の雨水等について排水溝を設ける等適切な措置を行わせるものとする。なお、調査実施の判断に当たっては、上川町が指定する危険渓流の有無、落石等の危険のある斜面の有無等に留意する。

#### イ 建築物

環境省が所管する公園内の建築物は、博物展示施設、公衆便所、自然観察舎（いずれも層雲峡集団施設地区内）、国指定大雪山鳥獣保護区管理棟（高原温泉ヒグマ情報センター）、白金野鳥の森休憩舎及び休憩舎（十勝三股集団施設地区内）である。現在は上川町、美瑛町、上士幌町及び地元関係団体の協力を得つつ管理を行っており、今後とも適切な管理を図る。

#### ウ その他の工作物

環境省が所管する工作物は、駐車場、歩道橋、園路等（層雲峡集団施設地区内）及び歩道（十勝三股集団施設等）である。現在、上川町等の協力を得つつ管理を行っており、今後とも適切な管理を図る。

### (2) その他公園管理において留意すべき事項

#### ア 美化清掃計画

公園内の清掃については、徹底した清掃による快適な利用景観の維持及び野生生物の生態の攪乱防止の観点から、今後とも各団体と連携・分担しながら、積極的に推進していくこととし、具体的な方針については以下のとおりとする。

##### 清掃の徹底とゴミの持ち帰り

適切な公園内の環境保全のため、今後とも清掃の徹底に努力する。車道、ホテル等の事業執行者、施設管理者に対しては、敷地内の日常的清掃を指導する。また、自然公園施設周辺

の清掃を担当する市・町や清掃請負団体等への適切な指導を行う。

手薄な山岳部の清掃に関しては、グリーンワーカー事業や一部清掃請負団体で実施しているが、ボランティア団体への適切な指導を実施し、清掃の徹底について協力を依頼するとともに、登山口等で利用者に対するゴミ持ち帰り運動への協力を呼びかける。

#### 自然公園クリーンデー

毎年8月第1日曜日の自然公園クリーンデーには、大雪山国立公園パークボランティア活動の一環として、山岳部の特に清掃の行き届かない避難小屋周辺の徹底清掃を実施し、効果をあげている。今後も同様の活動を依頼する。

#### クリーン大雪運動

上川支庁では、クリーン大雪運動の一環として、支庁職員等による清掃登山を毎年8月第1日曜日の自然公園クリーンデーを中心に実施しており、ゴミ持ち帰り運動への協力呼掛けを行っている。今後もこの運動の充実を図る。

#### その他

地元各山岳会、大雪山愛護少年団等、各団体が清掃登山を定期的に行っているため、今後もゴミ袋の配付などの面で清掃活動に協力する。

表：各地区で現在行っている清掃事業と清掃団体（平成18年4月）

層雲峡集団施設地区 銀河流星の滝園地 大函園地 小函遊歩道	層雲峡を美しくする会（清掃請負団体） 事務局：層雲峡観光協会
勇駒別集団施設地区 天人峡園地 姿見の池・裾合平周辺	東川町大雪山国立公園保護協会（清掃請負団体） 事務局：東川町産業振興課
糠平集団施設地区	上士幌町東大雪を美しくする会（清掃請負団体） 事務局：上士幌町商工観光課
山岳部	大雪山国立公園パークボランティア運営協議会（ボランティア団体）

## イ 修景緑化計画

公園内で実施される各種の緑化（森林施業として行うものを除く）のための基本的な指針を以下のとおりとする。

#### 緑化目標

周囲の自然植生に近い植物群落に復元することを最終的な緑化目標とし、生育基盤等の改変でそれが不可能な場合は、外来種の侵入を極力防止するとともに周辺の景観と調和した植

物群落に復元する。

工法上の基本方針

- ・ 切土等を行う場合は、できるだけ現存樹木を保全し活用するものとし、そのため工種の変更も含め検討する。保全ができない場合は、できるだけ緑化しやすい工法を採用するものとする。
- ・ 景観上重要な樹木、貴重な植物群落についてはできるだけそのまま保存する。
- ・ できるだけ既存表土を預土して植生工事に使用するものとし、移植可能な植物は極力移植して活用する。移植を行う場合は、次のとおりとする。
  - a 改變後の土地に移植する場合、その植物が生育可能な条件を形成した上で行うものとする。
  - b 元来の生育地の近傍に移植する場合、元来の生育地の持つ環境条件と類似の条件を持つ土地で行うものとし、当該地に生育する植物との関係を十分検討した上で実施するものとする。この場合、事業実施に先立ち移植を行い、定着が確認されたあとに事業を開始することが望ましい。
  - c 移植後は、定期的に維持管理を行い、定着を確認できるまでモニタリングするものとする。
- ・ 北海道で生産された自生種（極力同一の植生帯にある種）の種苗による緑化を図るものとし、可能であれば現地採取を行い用いるものとする。特に、優れた生態系を維持する地域においては、当該地での現地採取種苗（埋土種子の利用を含む）を用いる。それができない場合は、周辺からの侵入に期待する工法をとるものとする。
- ・ 盛土など高木の生育が可能な条件下では、木本による緑化を行う。切土面などであっても、低木を活用し木本での緑化を行うことが望ましい。
- ・ やむを得ず自生種を外来草本等により補う場合には、発生期待本数を1㎡あたり100本程度とし、逸脱防止のために必要な管理の実施に努める。
- ・ 復元に長時間を要するため、長期にわたり管理を実施し、必要な対策を実施する。
- ・ 特殊環境下の緑化については、実績が少なく困難なため、実施にあたっては事前に調査を実施する。
- ・ 公園施設周辺の造園的な緑化については、必ずしも周囲の自然植生と同一の植生構造に復元する必要はないが、植物種の選定には留意する。特に、単独施設等施設が良好な自然環境に囲まれている場合は、花壇を造成するなどの園芸的な取扱いを避ける。

既存法面等の緑化

既存法面等で緑化が不十分である箇所については、牧草から木本による緑化への転換、ネットの穴あけの実施等、緑化事業を継続して極力緑化目標を達成するよう、また、長期的にきめ細かい管理の実施について関係機関と調整を図る。

## ウ 緑化植物参考資料

既存資料や聞き取りから作成した緑化植物の参考資料は次のとおりである。

資料 - 1 : 大雪山国立公園内の法面緑化の工法